平成２３年（フ）第６４８号
仙台市若林区上飯田２丁目10番79号　タセンビルⅡ205
債務者　棟方　　恵
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
秋田市広面字家ノ下10番地１　パナハイツなりた３号
債務者　小関　勝夫
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
福島県南相馬市原町区南町３丁目１番地
債務者　齋藤由香里
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第２９号
福島県相馬市中野字清水175番地の11
債務者　沼崎美智子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第９０号
茨城県日立市神峰町３丁目６番13号
債務者　岸　　昭一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１４４号
茨城県石岡市東大橋3004－１　藤崎住宅７号、住民票上の住所茨城県小美玉市小川1737番地１
債務者　松塚よし子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９７号
茨城県土浦市摩利山新田430番地８、前住所千葉県野田市中根18番地の３　ロータリーパレス野田202号
債務者　持丸　　謙
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２０号
茨城県石岡市北府中１丁目13番36号
債務者　村田　　彰
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２１号
茨城県かすみがうら市下稲吉1940番地35、前住所茨城県かすみがうら市稲吉東１丁目10番６号グリーンアベニューＡ４－102
債務者　瀧　みゆき
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８３号
山梨県南アルプス市徳永2051番地１
債務者　山本　珠代
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
山梨県中央市布施2667番地５
債務者　渡邉　稔方
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
山梨県甲斐市富竹新田1101番地２　篠原住宅２号室
債務者　山本　浩史
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
山梨県甲府市北口３丁目４番33号セインツ25　804
債務者　濱田　皇一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条947番地　成功住宅６号棟
債務者　幡野　雄太
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９８号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟601号
債務者　伊藤　　晃（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９９号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟601号
債務者　伊藤まさみ（旧姓山村・池田）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部